

頻度

-

手続者

-

期限

-



## POINT

- 労働保険を構成するのが、労災保険と雇用保険
- 保険料は「労働保険料」として、事業主が納付する

## 業務災害・通勤災害に役立つ「労災保険」

事業主には、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理責任が課されており、労働基準法にも労災事故が起きたときには、事業主が補償責任を負わなければならないことが定められています。

しかし、労災保険に加入しておけば、治療にかかる医療費や休業したときの補償を労災保険による給付でまかなうことができ、事業主は労働基準法上の補償責任を免れることができます。

労災保険では、労働基準法上の補償責任義務の対象外である通勤途中の病気やケガも補償対象としています。労災保険は事業主が加入し、保険料も全額事業主が負担します。そのため、給与からの天引きは必要ありません。

ただし、休業4日未滿の業務災害については、労災保険による給付ではなく、使用者が休業補償を行う必要があります。

## 労働者の生活や雇用をサポートする「雇用保険」

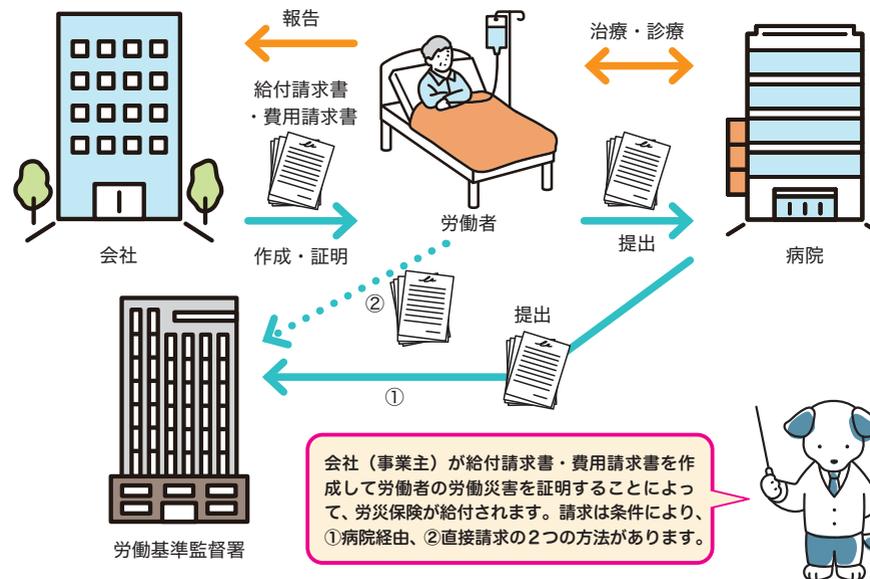
雇用保険は、労働者の生活や雇用を安定させ、再就職を促進するための保険制度です。会社をやめたときや早期に再就職したとき、育児休業したときなど、雇用保険にはさまざまな給付を受けられる制度が設けられています。

雇用保険の目的である労働者の生活や雇用の安定のために、雇用保険は事

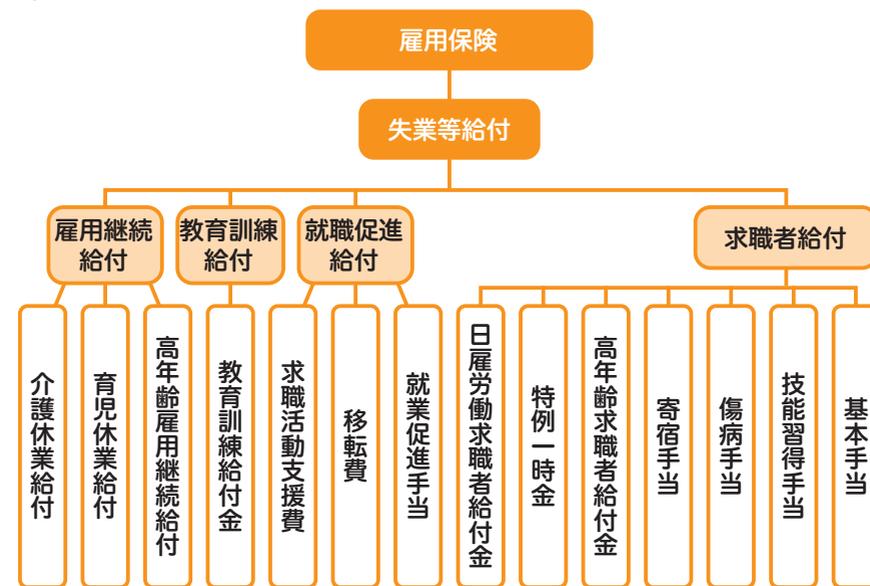
業主に対しても働きかけを行っています。その1つが**助成金**で、**トライアル雇用助成金**や**キャリアアップ助成金**など、さまざまな助成金制度が設けられています。助成金制度は定期的に変更されるので、会社で助成金制度を活用する際には、必ず最新の情報を得るようしましょう。

### 📌 労災保険のしくみ

#### ● 仕事中にケガをしてしまった場合



### 📌 雇用保険の給付金の種類



**Keyword** 助成金 雇用促進や人材育成など、労働環境の整備などを助成する目的で事業主に支給される支援金。

**Advice** 労災保険と健康保険は同時に使うことができないので注意が必要。雇用保険にはさまざまな給付金が設定されているので、従業員の状況に合わせて会社でも案内できるとよい。



「健康保険・厚生年金保険 新規適用届」の記入例

書類内容 健康保険・厚生年金保険の適用事業所となるときに提出する書類  
届出先 事業所管轄の年金事務所または年金事務センター

●表面

**POINT**  
事業内容を具体的に記入する  
（「事業所業態分類表」を確認し、  
該当する業態分類を記入）

以下のように略して記入する  
・株式会社→「カ」  
・有限会社→「ユ」  
・合名会社→「メ」  
・合資会社→「シ」

賞与と名のつくものではなくても、労働の対償として受けるものうち、年3回以下の支給があれば、それについて記入する

※添付書類として、法人（商業）登記簿謄本や法人番号指定通知書のコピーなどが必要になることがあります。

●裏面

事業所所在地の地図を記入する

従業員数と、そのうち会社保険へ加入する者の人数を記入する。社会保険に加入しない従業員がいる場合は、雇用形態と人数を記入する

「健康保険・厚生年金保険 任意適用申請書」の記入例

書類内容 健康保険・厚生年金保険の任意適用事業所となるときに提出する書類  
届出先 事業所管轄の年金事務所または年金事務センター

●任意適用申請書

住所、会社名、事業主氏名、電話番号を提出者が記入する

**POINT**  
事業内容を具体的に記入する  
（「事業所業態分類表」を確認し、  
該当する業態分類を記入）

被保険者となるべきもの数を記入する。  
条件を満たさない従業員は除く

食品・たばこ製造業

4人

📌 添付する同意書の例

●任意適用申請同意書

同意するものの氏名・住所を記載する（従業員の2分の1以上の署名）。同意者の意思表示のため、できるだけ署名は自署を推奨

任意適用事業所として任意適用申請を行う際には、従業員の同意書を添付します。また同意書に加え、下記の添付書類が必要です。  
・事業主世帯全員の住民票（コピー不可）  
・公租公課の領収書（原則1年分・コピー可）

# 入社時の健康保険・厚生年金保険の被保険者資格取得届の作成

頻度 入社の日 手続者 事業主 期限 入社日から5日以内



POINT

- 健康保険・厚生年金保険は「被保険者資格取得届」の提出が必要
- 資格取得届は70歳以上の被用者該当届も兼ねている

## 健康保険・厚生年金保険の被保険者資格取得届

健康保険と厚生年金保険の加入手続きには健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届という書類が必要です。この用紙に必要な事項を記入して、年金事務所または健康保険組合に提出しましょう。資格取得届は、日本年金機構などのホームページからダウンロードできる他、年金事務所でもらうことができます。必要事項を記入した用紙は年金事務所の窓口へ提出するか、書類

を郵送する、あるいはe-Gov電子申請などインターネットでの提出も可能です。

資格取得届は70歳以上被用者該当届も兼ねています。70歳に到達した日時時点の標準報酬月額相当額が70歳到達日の前日における標準報酬月額と異なる場合には、この用紙で届け出を行うことができます。

## 資格取得届の提出に必要な添付書類

従業員本人の保険加入手続きを行うために資格取得届を提出する場合は、添付書類は原則として必要ありません。

提出が必要です。

しかし、60歳以上の人が退職後1日も経たずに再雇用される場合には、就業規則、退職辞令の写し、雇用契約書の写し、もしくは「退職日」および「再雇用された日」に関する事業主の証明書が必要です。またこの場合は、同時に同日付の被保険者資格喪失届の

従来は被保険者が氏名や住所を変更したときには氏名変更届や住所変更届を提出する必要がありましたが、マイナンバー制度が導入されたことよって、これらの手続きは不要になりました。ただし、被扶養者については従来通り、氏名変更届や住所変更届の提出が必要ですので注意しましょう。

**Keyword** e-Gov電子申請 e-Govと呼ばれるプラットフォームが受付窓口となり、インターネットを通じて行政手続きを行うことができる (270ページ)。

## 「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」の記入例

書類内容 入社時の健康保険・厚生年金保険加入の書類  
届出先 事業所管轄の年金事務所・年金事務センターまたは健康保険組合

- POINT 残業手当など、労働の対価として支払われる金銭の見込額も含め記入する(一時的に支払われるものなどは除く)
- 基礎年金番号またはマイナンバーを記入するときは、本人確認を行った上で記入
- 「有」の場合は、「被扶養者(異動)届」の提出が必要

健康保険 被保険者資格取得届  
厚生年金保険 70歳以上被用者該当届

令和 3 年 4 月 3 日提出

提出者記入欄  
様式コード: 2200  
健康保険 厚生年金保険  
届出先: 000-0000  
届出先住所: 千代田区〇〇町丁目〇〇ビル  
届出先名称: 株式会社G.Vコーポレート  
代表取締役: 田中二郎  
電話番号: 03 (0000) 0000

被保険者1  
氏名: 佐藤 真一  
生年月日: 〇11201  
性別: 男  
基礎年金番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
取得(届出)年月日: 〇30401  
標準報酬月額: 250,000  
標準報酬月額相当額: 〇  
月給: 25,010  
備考: 1. 70歳以上被用者該当届 2. 二以上事業主勤務者の取得

被保険者2  
被保険者3  
被保険者4

協会けんぽご加入の事業所様へ  
※ 70歳以上被用者該当届のみ提出の場合は、「@備考」欄の「1.70歳以上被用者該当」および「5.その他」に〇を、 「5.その他」の( )内に「該当届のみ」とご記入ください(この場合、健康保険被保険者証の発行はありません)。

**参考** 日本年金機構ホームページ (資格取得届入手画面)  
<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/todokesho/hihokensha/20140718.html>

# 産休中に賃金が出ない場合の 出産手当金の支給手続き

頻度 - 手続き者 個人 期限 休業の日ごとにその翌日から2年以内



## POINT

- 産休中に給与が支給されなくても、健康保険から出産手当金が支給される
- 一定の要件を満たしている場合、退職者も申請できる場合がある

## 出産手当金を受け取れる対象者について

出産のために会社を休み、給料が支給されない場合、その間の収入を補償してくれるのが「出産手当金」の制度です。出産手当金は、出産日または出産予定日以前の42日（多胎妊娠は98日）から、出産の翌日から56日目までの範囲内で会社を休んだ日数が支給対象です。支給手当額は被保険者の標準報酬月額によって異なります。

出産手当金の対象となるのは健康保険の被保険者のみで、被扶養者は対象となりません。出産日が予定よりも遅

れた場合は、遅れた日数分の出産手当金を受け取ることができます。

予定日より早まった場合は、その分早くから支給が受けられますが、期間中に出勤して給料が支払われている日は出産手当金の対象外となります。

原則として会社をやめた人は、出産手当金を受給することはできません。ただし、資格喪失時に受給中または受給の条件を満たしていれば、退職後も受給できます（106ページ）。

## 出産手当金の申請方法

被保険者が出産手当金を受け取るためには、協会けんぽまたは健康保険組合に申請が必要です。申請の際は、**出産手当金支給申請書**に必要事項を記載し、出産のための休業開始の翌日から2年以内に申請が必要です。申請は、産前産後休業の終了後に一括で請求もできますし、産前分、産後分など複数

回に分けて申請することも可能です。

申請書には、医師または助産師の証明が必要となります（申請書2ページ目）。1回目の申請が産後で、証明により出産日が確認できたときは、2回目以降の申請時には省略できます。申請書3ページ目の事業主の証明は毎回必要です。

## 📌 出産手当金と、その基となる標準報酬月額の計算方法

### ● 出産手当金の日額

出産手当金の金額を出すためには、標準報酬月額と、そこから算出される1日あたりの金額を算出する

支給開始日以前の継続した  
12カ月間の各月の  
標準報酬月額を平均した額

$$\div 30日 \times \frac{2}{3} =$$

出産手当金(日額)

### ● 支給される出産手当金

例：標準報酬月額の12カ月の平均額が30万円で、出産前・出産後を合わせて90日会社を休んだ場合

$$30万円 \div 30日 \times \frac{2}{3} = 6,667円(日額)$$

※小数点第1位は四捨五入

$$6,667円(日額) \times 90日 = 600,030円$$

の出産手当金が支給される

## 📌 出産日が予定日とずれたときの支給例

### ● 出産日が予定日より6日遅れた場合



### ● 出産が予定日より6日早くなった場合



**Advice** 出産前に申請する場合は、出産予定年月日の記載で申請できるが、その場合は出産後の申請時に出産年月日の証明が必要となる。

# 04

## 仕事中・通勤中のケガなどで治療を受けるとき

頻度 - 手続者 個人 期限 -



### POINT

- 業務中や通勤途中にケガなどをした場合、労災保険から給付が受けられる
- 休業補償給付は、休業してから4日目以降から給付される

### 仕事中・通勤中にケガをしたら労災保険が受けられる

従業員が仕事中や通勤途中で事故に遭いケガなどをしたときは、労災保険から給付が受けられます。このとき、ケガの程度や雇用形態は関係ありません。労災保険が適用になるかどうかは、労働基準監督署が判断します。

業務災害による労災の場合は「療養補償給付」が、通勤災害の場合は「療養給付」が受けられます。療養（補償）

### 療養（補償）給付の請求方法

労災指定病院などで現物給付を受けるときには、業務災害なら療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書（様式第5号）、通勤災害なら療養給付たる療養の給付請求書（様式第16号の3）を提出します。療養の給付を受ける病院を変更するときには、業務災害なら療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届

給付の対象となるのは、診察費の他、薬剤費や手術費、入院費、移送費などです。労災指定病院であれば自己負担なく治療を受けて薬をもらうことができますが、それ以外の病院にかかったときは、いったん治療費の全額を立替払いし、その後、労働基準監督署に請求して返金してもらうことになります。

（様式第6号）、通勤災害なら療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届（様式第16号の4）を変更後の労災指定病院などに提出します。業務災害にあって労働者が休業し賃金を受けていないとき、休業（補償）給付は休業した日から数えて4日目以降から支給されます。この3日間を「待期間」といいます（140ページ）。

**Keyword** 現物給付 労災指定病院などにおいて、被災労働者が自己負担なく、無料で療養を受けられる制度。立替払いは現金給付という。

### 「労働者災害補償保険 療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書（様式第5号）」の記入例

書類内容 業務災害に遭い、療養補償給付を受けるときに作成する書類  
届出先 労災指定を受けている病院や薬局

#### 業務災害

労働者の職種はなるべく具体的に、作業内容がわかるように記入する

事故の発生日時と発病の日は正確に記入する

災害発生の事実を確認した人の職名と氏名を記入する

様式第5号(表面) 労働者災害補償保険 療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書

支障なく記入してください

労働者番号 34590 労働者番号 13 労働者番号 0000000000

労働者氏名 山瀬 真 (38歳)

職業 営業

発生日時 3年11月11日 発病日時 3年11月11日

発病時刻 午前 3時10分頃

氏名 小池 英樹

職名 部長

労働者の所属事業場の名称・所在地 株式会社GVコーポレート 千代田区00町1丁目00ビル

事業場の所在地 千代田区00町3丁目0-0

事業主の氏名 代表取締役 田中 二郎

労働者の所属事業場の名称・所在地 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

労働者の所属事業場の名称・所在地 (注意) 1 労働者の所属事業場の名称・所在地については、労働者が直接所属する事業場が一律適用の取扱いを受けている場合に、直接所属する支店、工場等を記載してください。2 労災指定病院等については、療養補償給付又は複数事業労働者療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等が記載されている場合は、派遣先事業主は、派遣元事業主が記載していただきます。3 労災指定病院等については、療養補償給付又は複数事業労働者療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等が記載されている場合は、派遣元事業主は、派遣元事業主が記載していただきます。

上記より療養補償給付又は複数事業労働者療養給付たる療養の給付を請求します。 3年11月15日

中央 労働基準監督署長 殿 電話 (03) 0000-0000

請求人の氏名 山瀬 真

住所 千代田区00町3丁目0-0

支不支給決定法議 審査年月日 復命書番号 第 号 第 号 第 号

場所、作業内容、不完全または有害な状況が生じた物または環境、発生した災害についてわかりやすく記入する。負傷または発病年月日と初診日が異なる場合は理由も記入する

**POINT** 一括適用の取り扱いをしている支店・工場・工事現場など、被災者が所属している事業場が上欄の事業場と異なる場合に記入する

# 02

## 扶養家族のしくみについて 知ろう

頻度  ー  手続者  ー  期限  ー



### POINT

- 被扶養者であれば保険料の負担なく給付を受けることができる
- 扶養親族がいる場合は、所得控除が受けられる

### 健康保険・厚生年金保険の扶養のしくみ

従業員の配偶者や子どもなどが健康保険の被扶養者として認定されると、保険料の負担なく健康保険に加入することができます。被扶養者になると、病気やケガ、出産や死亡時などに、健康保険からの給付を受け取ることができます。

健康保険で被扶養者になれるのは、被保険者の三親等以内の親族など、一定要件を満たす人が対象です。また、収入要件もあり、年間収入が130万円未満（60歳以上または一定の障害を持つ人は180万円未満）であり、同居している場合は被保険者の年間収入の

2分の1未満、別居している場合は被保険者からの援助による収入額より少ない必要があります。被扶養者になるときや被扶養者から外れるときには、所定の手続きが必要です。

厚生年金保険における扶養は、配偶者が第3号被保険者（20歳以上60歳未満の被扶養配偶者）に該当する場合があります。この場合、保険料の負担なく将来の年金を受け取ることができます。第3号被保険者は厚生年金保険には加入せず、国民年金にのみ加入することになります（20ページ）。

### 所得税における扶養のしくみ

所得税においても扶養の制度があり、扶養親族に該当する人がいる従業員は、一定の金額の所得控除が受けられます。所得控除を受ける場合も年収要件があり、年間の合計所得金額が48万円以下（給与のみの場合は給与収入が103

万円以下）であることが扶養親族になる要件となっています。

健康保険の被扶養者と所得税の扶養親族とでは、年収要件以外にも要件が異なります（右ページ下表）。区別して手続きするように注意しましょう。

**Keyword** 所得控除 個人的な事情を鑑みて、税負担を調整する制度。扶養控除の他に社会保険料控除、生命保険料控除、障害者控除や配偶者控除などがある。

### 健康保険の被扶養者の範囲



数字は親等数（①一親等 ②二親等 ③三親等）  
 ■ 同一世帯に属することは不要  
 □ 同一世帯に属することが条件

### 被扶養者・扶養親族と認定される要件

健康保険の被扶養者の要件	被保険者の直系尊属、配偶者（事実上婚姻関係と同様の人を含む）、子、孫、兄弟姉妹で、主として被保険者に生計を維持されている人 ※必ずしも同居している必要はない
	被保険者と同居して家計をともにし、主として被保険者の収入により生計を維持されている以下の人 ① 被保険者の三親等以内の親族 ② 被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届け出はしていないが事実上婚姻関係と同様の人の父母および子 ③ ②の配偶者が亡くなった後における父母および子
所得税の扶養親族の要件	年間収入が130万円未満（60歳以上または一定の障害を持つ人の場合180万円未満）であり、同居している場合は被保険者の年間収入の2分の1未満、別居している場合は被保険者からの援助による収入額より少ないこと
	配偶者以外の親族（六親等内の血族および三親等内の姻族）、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）または市町村長から養護を委託された老人であること
	納税者と生計を一にしていること 年間の合計所得金額が48万円以下であること（給与のみの場合は給与収入が103万円以下） 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないことまたは白色申告者の事業専従者でないこと

**Advice** 両親が共働きで健康保険の保険者の場合、子どもは原則として年間収入が多い方の扶養に入ることになる。

# 在職中の老齢厚生年金のしくみを知ろう

頻度

-

手続者

-

期限

-



## POINT

- 在職中の70歳未満の人は就労条件により厚生年金保険の加入義務がある
- 一定の要件を満たした場合、年金の支給は停止されることがある

## 在職している60～70歳の老齢年金

年金を受け取っていても在職している70歳未満の従業員は、原則として厚生年金に加入する義務（保険料納付義務）があります。老齢厚生年金も老齢基礎年金も、在職していて給与を得ながら（保険料を納付しながら）受け取ることができます。

厚生年金に加入しながら受け取る老齢厚生年金を在職老齢年金といいます。従業員の在職老齢年金額については、加入期間中の給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。これは「基本月額」と「総報酬月額相当額」の合計によって決まります（196ページ）。基本月額とは、加給年

金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額で、総報酬月額相当額とは、毎月の賃金（標準報酬月額）+1年間の賞与（標準賞与額）を12で割った額のことです。

老齢厚生年金が一部でも支給されるときには加給年金額は全額支給されます。老齢厚生年金が全額支給停止されると、加給年金も全額停止となります。

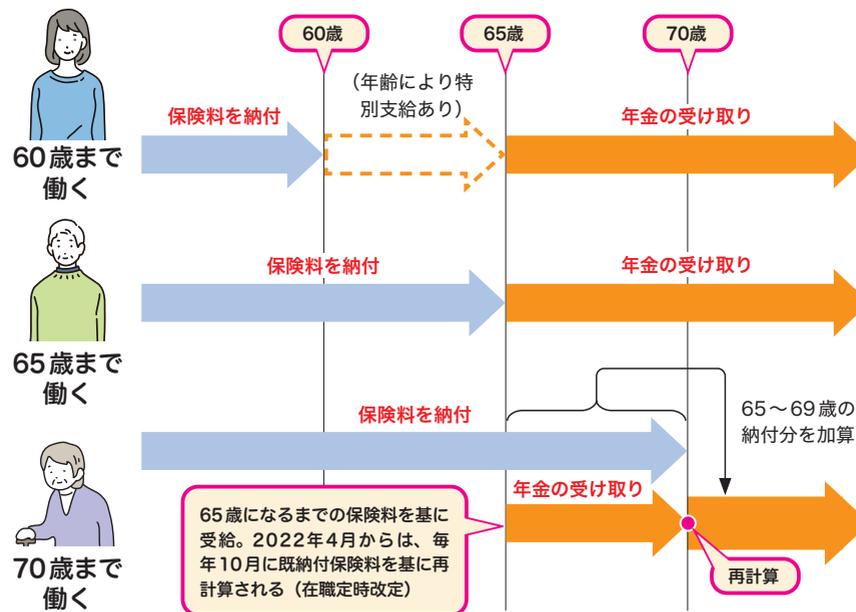
また原則として、70歳以上の従業員は厚生年金保険に加入する義務はありません。70歳以上の従業員の在職老齢年金額については、在職中の「標準報酬相当額」と「標準賞与額相当額」によって計算することになります。

## 雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整

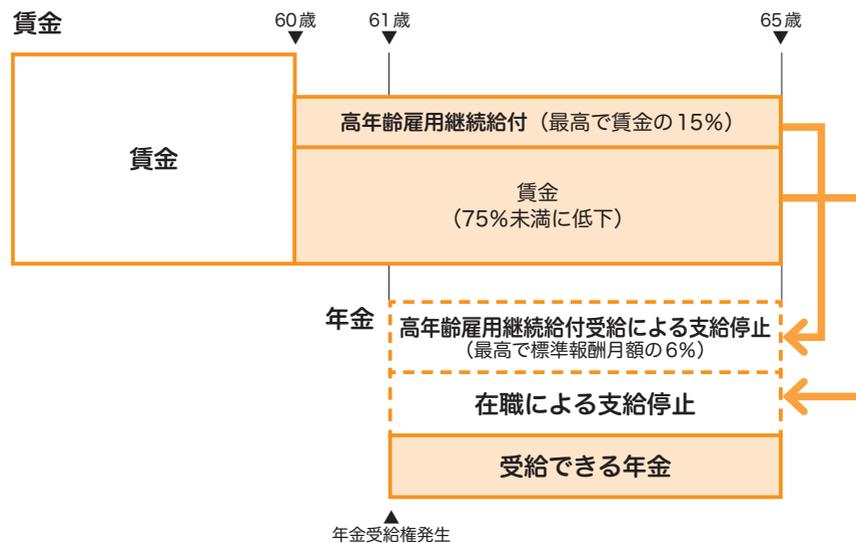
厚生年金保険の被保険者で、特別支給の老齢厚生年金（190～191ページ）を受け取っている人が雇用保険の高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金→182ペ

ージ）を受けるときは、在職による年金の支給停止に加えて、年金の一部が支給停止されます。停止額は最高で標準報酬月額の6%です。

## 60～70歳の在職中などの老齢年金



## 雇用保険の高年齢雇用継続給付と特別支給の老齢厚生年金との調整



出典：日本年金機構「老齢年金ガイド（令和3年度版）」

**Advice** 基本月額は、厚生年金基金に加入していた期間がある場合、加入しなかったと仮定して計算した、老齢厚生年金の年金額を基に算出する。

# 08 算定基礎届の記入方法

頻度 年に1回 手続者 事業主 期限 7月1日~10日



## POINT

- 算定基礎届の記入に先立ち、対象者を確定しよう
- 電子申請はIDとパスワードがあれば簡単に利用できる

## 算定基礎届の記入準備をしよう

算定基礎届を作成するための準備として、まずは対象者を確定しましょう。7月1日現在の全被保険者と70歳以上被用者から、①6月1日以降に被保険者の資格を取得した人、②6月30日以前に退職した人、③7月改定の月額変更届を提出する人を対象から外します。

基礎算定届の用紙は、6月下旬まで

## 算定基礎届の届け出について

算定基礎届が記入できたら、7月10日までに年金事務所などに提出します。年度によっては7月10日が休日となるため、締め切りの日が変動することがあります。

提出方法は、電子申請、電子媒体(CDまたはDVD)、郵送、窓口持参から選ぶことができます。電子申請は、e-Govから電子証明書を利用する他、「GビズID」というIDとパスワードを

の間に年金事務所などから事業主宛に送られてきますが、対象となる人がすべて記載されているわけではありません。すでに記載されているのは、5月中旬の時点で年金事務所などが把握している対象者だけなので、必要に応じて情報を追加したり削除したりする必要があります。

取得して行うこともできます。GビズIDは無料で取得することができ、電子証明書も必要ありません(270ページ)。

電子媒体で提出する場合は、日本年金機構のホームページから「届書作成プログラム」をダウンロードして行います。提出する際には、事業所名称、事業所整理記号などを記載したラベルを電子媒体に貼りつけましょう。

**Keyword** GビズID 1つのID/パスワードで複数の行政サービスにアクセスできる認証システム。算定基礎届以外にも用途が広がっている。

## 「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届」の記入例

書類内容 社会保険の定時決定を行うときに提出する書類  
届出先 事業所管轄の年金事務所・年金事務センターまたは健康保険組合

**POINT**  
被保険者の整理番号・氏名・生年月日・従前の標準報酬月額などはすでに印字されている

申請する年の9月  
該当するものがある場合○で囲む

元号は昭和「5」、平成「7」

マイナンバー(基礎年金番号)は、70歳以上被用者のみ記入する

⑭の金額を17日以上(17日以上ない部分は15日以上)の月数で割った額

⑮の額を基に標準報酬月額を決定できない時の修正額

「⑩日数」が17日以上(17日以上ない部分は15日以上)の月の報酬の合計額

通貨で支払われる額を記入。算定基礎届の集計対象にならない17日未満の月も記入する

(例) 末日締め・翌月10日払いの場合  
月給で欠勤がない場合、4月は3月1日~31日の「31」を記入。欠勤などで給与が減る場合は、就業規則などの計算方法に応じた欠勤月数を控除した日数・日給者なら出勤日数を記入する

現物給与(食事・住宅など)の額を記入する

# 事業所の名称・所在地が変わったときの手続き

頻度 発生の都度 対象者 事業主 期限 5日以内・10日以内



## POINT

- 事業所名変更や他都道府県への移転の場合は健康保険証が新しくなる
- 労働保険は一元適用事業と二元適用事業で書類の提出先が変わる

## 名称や所在地の変更による社会保険の手続き

健康保険・厚生年金保険では、事業所の名称・所在地に変更があった場合、変更前から5日以内に管轄の年金事務所または健康保険組合に**適用事業所名称/所在地変更（訂正）届**を提出します。添付書類として法人登記簿謄本のコピーが必要です。所在地の変更（同時に名称変更の場合を含む）によって管轄の年金事務所が変更になる場合は、変更前の所在地を管轄する年金事務所書類を提出します。管轄の年金事務所が変わる場合は、**協会けんぽ加入事業所の場合、従業員の持つ健康保険証も新しいものになります。**なお、他の都道府県に移転すると、健康保険料率

が変更になる場合があります。

## 名称や所在地の変更による労働保険の手続き

労働保険の手続きには、①労働基準監督署に、**労働保険名称、所在地等変更届（様式第2号）**を提出し、②ハローワークに、**雇用保険事業主事業所各種変更届**を提出する2つがあります。

二元適用事業は、**労災保険**については、**労働保険名称、所在地等変更届**を移転後の所在地を管轄する労働基準監督署に提出します。雇用保険については**労働保険名称、所在地等変更届**と**雇用保険事業主事業所各種変更届**を移転後管轄のハローワークに提出します。どちらも提出期日は、名称または所在地の変更があった日の翌日から10日以内です。注意が必要なのは、**一元適用事業**と**二元適用事業**で書類の提出先が変わるということです。一元適用事業は**労働保険名称、所在地等変更届（様式第2号）**を移転後管轄の労働基

準監督署に提出します。控えを受け取ったら、**雇用保険事業主事業所各種変更届**に添付し、移転後管轄のハローワークに提出します。

二元適用事業は、**労災保険**については、**労働保険名称、所在地等変更届**を移転後の所在地を管轄する労働基準監督署に提出します。雇用保険については**労働保険名称、所在地等変更届**と**雇用保険事業主事業所各種変更届**を移転後管轄のハローワークに提出します。

**Keyword** 一元適用事業 労災保険と雇用保険の保険料の申告・納付等を1つにまとめて行うもの。  
二元適用事業 労災保険と雇用保険の保険料の申告・納付等をそれぞれ個別に行うもの。

「健康保険・厚生年金保険 適用事業所名称/所在地変更（訂正）届」の記入例

書類内容 事業所の名称・所在地に変更があるときに使用する書類  
届出先 移転前管轄の年金事務所または健康保険組合

### ● 所在地変更の例

### 社会保険と労働保険の事業所の名称・所在地変更

事業所の名称変更や他の都道府県移転による管轄年金事務所の変更は、健康保険証が新しいものになるため、古い保険証を返却しよう

	変更する内容	届出書	提出先	提出期限	
社会保険	● 事業所の所在地 ● 事業所の名称 (同一の年金事務所の管轄地域内で所在地および名称を変更する場合)	適用事業所名称/ 所在地変更(訂正)届	管轄の年金事務所または健康保険組合 (管轄外への移転のときは移転前管轄へ)	事実発生から5日以内	
労働保険	● 事業主の住所 (法人の場合、主たる事務所の所在地) ● 事業主の名称・氏名 (法人の場合、代表者の変更は届け出不要) ● 事業・事業所の名称 ● 事業・事業所の所在地 ● 事業の種類	一元適用事業	労働保険 名称、所在地等変更届 (様式第2号)* 雇用保険 事業主事業所各種変更届 (上記*の写しを添付)	移転後の所在地を管轄する労働基準監督署 移転後の所在地を管轄するハローワーク	変更があった日の翌日から起算して10日以内
		二元適用事業	<労災保険分> 労働保険 名称、所在地等変更届 (様式第2号) <雇用保険分> ● 労働保険 名称、所在地等変更届 (様式第2号) ● 雇用保険 事業主事業所各種変更届	移転後の所在地を管轄する労働基準監督署 移転後の所在地を管轄するハローワーク	

**Advice** 他の都道府県への移転の場合、一括有期事業（243ページ）については、移転前事業所で労働保険の確定申告を行い、移転後事業所で新規に保険関係の成立と概算保険料の申告が必要。

# 電子申請 (e-Gov) のしくみと流れを知ろう

頻度 - 対象者 事業主 期限 -



## POINT

- e-Gov 電子申請では多くの社会保険・労働保険の手続きを行うことができる
- 無料で登録でき、電子証明書が不要になる G ビズID が便利

## 会社から各種電子申請ができる「e-Gov」とは

社会保険や労働保険などの各種行政手続きは、紙やCD・DVDなどで提出する方法以外に、現在では電子申請が追加されています。電子申請の窓口となるのが「e-Gov」という総務省が運営しているポータルサイトで、社会保険・労働保険の多くの手続きを行うことができます。e-Govを使えば、各省庁等のホームページを1つひとつ開く必要がありません。24時間いつでも

どこでも会社のパソコン等から手続きができるため、各手続き機関に行く手間が省け、書類の郵送費も節約することもできます。

なお、2020年4月からは特定の法人（資本金等が1億円を超える法人等）については、社会保険・労働保険の一部手続きを必ず電子申請で行うよう義務化されています（一部例外あり）。

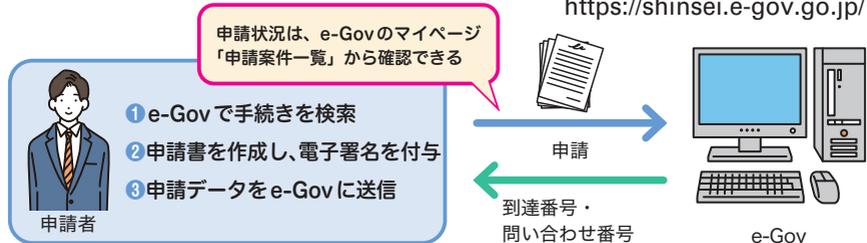
## G ビズIDの取得で電子申請がさらに便利に

e-Govを利用するには、従来は必ず電子証明書を取得する必要がありました（272ページ）。電子取引において、書面取引における「実印・印鑑証明書」の代わりとなるものです。信頼できる第三者（認証局）に間違いなく本人であることを電子的に証明してもらうしくみです。電子証明書を取得・維持するためには数千円から数万円の費用がかかる上に、取得するまでの流れが複雑であるというデメリットがあり

ました。

しかし、2020年4月からGビズIDとって、1つのID・パスワードでe-Govをはじめさまざまな行政サービスにログインできる共通認証システムが登場しました。これにより無料で簡単に手続きが行えるようになりました。これからe-Govを使うという人は、GビズIDを取得して利用するといでしょう。

## e-Govの利用イメージ



## e-Govアカウントについて

アカウント（ID）とは、Webサービスなどを利用するための権限が付与された識別名のことです。「e-Gov アカウント」「G ビズ ID」「Microsoft アカウント」のいずれかを利用することで、e-Gov 電子申請サービスを利用できます。

## e-Govで利用できるアカウントサービス

サービス名	G ビズID	e-Gov アカウント	Microsoft アカウント
概要	1つのID・パスワードでさまざまな法人向け行政サービスにログインできる共通認証システム https://gbiz-id.go.jp/top/	e-Govが発行するアカウント	マイクロソフトが提供するサービスで利用することができるアカウント

印鑑証明の郵送と2週間程度の審査期間がある

オンラインで即時取得できる

## ONE 電子媒体（CD・DVD）による届け出について

日本年金機構のホームページから「届出作成プログラム」をダウンロード（無償）し必要事項を入力した後、提出用CD・DVDを作成して年金事務所へ提出します。申請可能な届け出は以下の通りです。

**資格取得届／資格喪失届／算定基礎届／月額変更届／賞与支払届／被扶養者（異動）届／国民年金第3号被保険者関係届**

また算定基礎届や賞与支払届などで電子媒体を利用する届け出をしておくと、届け出期間になった際に、日本年金機構から「ターンアラウンドCD」が送られてきます。このCDには、届け出に必要な被保険者の情報があらかじめ入力されています。

参考 日本年金機構ホームページ「電子媒体申請」  
https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/denshibaitai/denshibaitai.html

**Keyword** ターンアラウンドCD 日本年金機構から送付される被保険者のデータが収録されたCD。このCDは、届書作成プログラムでのみ読み込み可能で、使用することでより簡単に届書の作成が可能となる。